

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱

制 定 平成23年 9月12日

改 正 平成28年12月22日

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）が、和歌山県の医学・医療の向上を図ることにより県民の健康に寄与することを掲げた財団法人和歌山県医学振興会の精神を引き継ぎ、その精神を具現化する事業に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の区分及び対象事業)

第2条 助成の区分及び助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号及び第2号に規定する助成対象事業は、和歌山県内の医学関係者が主催するものとする。

(1) 講演会等開催助成

和歌山県内の医学関係者を対象とした講演会、研究会、学術集会等の開催事業

(2) 県民啓発事業助成

和歌山県民を対象とした医学・医療、健康管理等に関する健康教室、講演会等の開催事業

(3) 海外研究等助成

本学の学生（大学院生を含む。）、若手研究者及び県内の病院に在籍する臨床研修医を対象とした海外での3か月以内の医学又は保健看護学に関する研究（研修を含む。）

2 前項第1号及び第2号の事業については次の各号の条件を全て満たすものとし、前項第3号の事業については次の第3号の条件を満たすものとする。

(1) 原則として次に掲げる金額の合計額（以下「総事業費」という。）が100万円以下であること。

①助成対象事業に関して申請者が直接支出する額（以下、「申請者支出額」という。）

②当該助成対象事業に関して申請者以外の企業・団体等が経費の一部を直接支出する場合の当該企業・団体等が支出する額（以下「企業等支出額」という。）

(2) 次に掲げる金額の合計額が総事業費の2分の1以下であること。

①助成対象事業の実施を直接の目的として申請者が申請者以外の企業・団体等から受け入れる寄附金・協賛金等の額（以下「企業寄附金等額」という。）

②企業等支出額

- (3) 本学管理の資金（大学運営経費・奨学寄付金等）を用いて行う事業でないこと。

（助成金の額）

第3条 前条第1項各号に規定する助成区分ごとの1事業あたりの助成金の額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に係る事業については、申請者支出額から企業寄附金等額及び申請者が助成対象事業の参加者等から徴収する参加料等の額を控除した額（以下「助成基準額」という。）を基準とし、10万円を上限として予算の範囲内で定める額
- (2) 前号の適用にあたり、申請者支出額から備品及び一般的な事務に使用可能な消耗品を購入するために支出した経費を控除した額（以下、「備品等を除く額」という。）が助成基準額を下回る場合は、備品等を除く額を助成基準額とみなす。
- (3) 前条第1項第3号に係る事業については、20万円を上限として予算の範囲内で定める額

（助成の公募）

第4条 第2条に規定する助成対象事業は、公募によるものとする。

（助成審査委員会）

第5条 助成の決定について適正を期すため、本学に助成審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（助成の申請等）

第6条 第2条第1項第1号又は第2号の助成を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）により理事長に申請するものとする。

2 第2条第1項第3号の助成を受けようとする者は、海外研究等助成金交付申請書（別記第2号様式）により理事長に申請するものとする。

3 第2条第1項各号の助成は、同一の者について同一年度に1回限りとする。

4 第2条第1項第1号又は第2号の助成について、毎年度継続的に実施される事業等に対する助成は、同一の者について通算2回までとする。

（助成の決定及び通知）

第7条 理事長は、第5条に規定する委員会に諮問し、助成を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により助成を決定したときは、助成金交付決定通知

書（別記第3号様式）により助成の申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付の条件）

第8条 理事長は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第7条の助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに理事長に届出を行うこと。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 第2条第1項第1号及び第2号の助成事業については、「公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業の助成を受け実施する」旨の広報を行うこと。
- (5) 第2条第1項第3号の助成を受けた者は、当該助成に係る研究報告を理事長が指定する方法により公表すること。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した実績報告書（別記第4-1号様式、別記第4-2号様式）により速やかに理事長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（別記第5号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（別記第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 助成事業者が、助成金の他の用途への使用、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したときは、理事長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第13条 理事長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査)

第14条 理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に報告させ、又は職員にその事務所等に立ち入り、帳簿その他を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票（別記第7号様式）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行し、平成23年4月1日以降に実施する事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月2日から施行し、平成25年4月1日以降に実施する事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行し、平成27年度医学振興会記念助成事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行し、平成27年度医学振興会記念助成事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成29年度医学振興会記念助成事業から適用するものとする。

別記第1号様式（第6条関係）

講演会等開催／県民啓発事業 助成金交付申請書			
公立大学法人		年 月 日	
和歌山県立医科大学 理事長 様			
〔申請者〕			
住所			
氏名			
印			
公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。			
記			
申請額			
催しの名称			
主催者名		開催日	
参加対象		参加予定人数	
内容			
収 支	項目	金額(円)	内 訳
	収入		
	計		
	支出		
	計		=【A】
差 引			
<p>〔注〕 項目の具体例 消耗品費、通信費、会場代、印刷費、雑費等備品及び事務用消耗品は原則として助成対象経費としません。開催に係るパンフレットやチラシ等を添付すること。助成申請書の表題については、該当する助成対象事業に○で囲むこと。</p>			
企業等支出額	項目	金額(円)	<p>〔注〕 左欄には、申請事業に関して申請者以外の企業・団体等が経費の一部を直接支出する場合に、当該企業・団体等が支出する項目及びその額を記入すること。</p>
	計		
【A】 + 【B】 の額 (円)			=【C】 ※100万円以内であること。
【収入のうち企業・団体等からの寄附金・協賛金等の額】 + 【B】 の額 (円)			※【C】の2分の1以下であること。
事務担当者氏名および電話番号	〔氏名〕		〔電話番号〕

別記第2号様式（第6条関係）

海外研究等助成金交付申請書		
		年 月 日
公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長 様		
〔申請者〕		
住所		
氏名		
印		
公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。		
記		
申請額	円	
受入機関	名称	
	所在地	
研究等期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
研究等テーマ		
研究等計画	別紙1に記載のとおり	
収支計画	別紙2に記載のとおり	
所属長等承認欄	〔所属長等職氏名〕	
	職名	氏名 印
	職名	氏名 印
申請者連絡先	〔電話番号〕	〔e-mail〕

〔注〕 受入機関の受入を証する書面等を添付すること。

英語能力検定試験の直近の受験結果を添付すること。

研 究 等 計 画

① 研究等の目的

② 研究等の内容

③ 特にアピールしたい点（任意）

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者住所
氏名又は名称

公立大学法人
和歌山県立医科大学 理事長 印

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業
助成金交付決定通知書

標記助成金の交付について、公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 助成金額 金 円
- 2 事業内容 年 月 日付で申請のあった講演会等開催・
県民啓発事業助成金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 助成金の交付条件 公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実
施要綱に従うこと。

別記第4-1号様式（第9条関係）

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実績報告書

年 月 日

公立大学法人
和歌山県立医科大学 理事長 様

申請者住所
氏名又は名称 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業について、公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第9条の規定により、その実績を収支の内容が分かる関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 収支決算書（別記第4-2号様式に記載すること。記入欄が不足する場合は同型の任意の様式による作成可）
- 2 領収書
※ 助成基準額（実施要綱第3条第1項第1号参照）が交付決定額と同じ、又は上回る場合は、交付決定額に相当する領収書を添付して下さい。
交付決定額が助成基準額を上回る場合は、助成基準額に相当する領収書を添付して下さい。
- 3 (ア) パンフレット等（事業の実施状況がわかるもの）
(イ) 実施要綱第8条第1項第5号に定める研究報告に係る書面
※講演会等開催助成及び県民啓発事業助成は（ア）、海外研究等助成は（イ）を添付すること
- 4 その他関係書類

別記第4-2号様式(第9条関係)

	項目		金額(円)	内 訳
	収 支	収入		
計				
支出				
		計		=【A】
差 引				
<p>[注] 記入例を参照し、事業実施に係る全ての収入及び支出をご記入下さい。 備品及び事務用消耗品は原則として助成対象経費としません。</p>				
<p>※以下は講演会等開催助成/県民啓発事業助成の対象者のみ記入すること。</p>				
企業等支出額	項目	金額(円)	<p>[注] 左欄には、申請事業に関して申請者以外の企業・団体等が経費の一部を直接支出する場合に、当該企業・団体等が支出する項目及びその額を記入すること。</p>	
	計			
【A】 + 【B】 の額 (円)			<p>=【C】 ※100万円以内であること。</p>	
【収入のうち企業・団体等からの寄附金・協賛金等の額】 + 【B】 の額 (円)			<p>※【C】の2分の1以下であること。</p>	

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者住所
氏名又は名称

公立大学法人
和歌山県立医科大学 理事長 印

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業
助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業について、公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり金額を確定したので通知します。

記

助成金交付決定済額 金 円

助成金確定額 金 円

別記第6号様式（第11条関係）

公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業
助成金交付請求書

金 円也

年 月 日付 第 号で額の確定のあった公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業助成金について、公立大学法人和歌山県立医科大学医学振興会記念助成事業実施要綱第11条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

公立大学法人
和歌山県立医科大学 理事長 様

請求者住所
氏名又は名称 印

別記第7号様式（第14条関係）

表面	裏面
<p>第 号</p> <p>年 月 日発行</p> <p>職 氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>公立大学法人和歌山県立医科大学医学振 興会記念助成事業実施要綱第14条第2項の 規定による検査員の証</p> <p>年 月 日まで有効</p> <p>公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長 印</p>	<p>公立大学法人和歌山県立医科大学医学振 興会記念助成事業実施要綱（平成 年） 抜粋</p> <p>第14条 理事長は、助成金に係る予算 の執行を期するため必要があるときは、助 成事業者に報告させ、又は職員にその事務 所等に立ち入り、帳簿その他を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができ る。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証票 （別記第7号様式）を携帯し、関係者の要 求があるときは、これを提示しなければな らない。</p>